

特定非営利活動法人

西日本義歯リサイクルセンター

定 款

第1章 総 則

第1条 名 称

この法人は、特定非営利活動法人西日本義歯リサイクルセンターという。

第2条 事務所

この法人は、主たる事務所を広島県福山市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目 的

この法人は、不要になった入れ歯や金属冠など、再利用可能な物品を精製、または換金することで得た益金を、災害地や地域の老人、子ども、その他の福祉団体等に寄与し、リサイクル活動による環境問題の改善、地域活性化に寄与する事を目的とする。

第4条 特定非営利活動の種類

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第二条別表に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

第5条 事業の種類

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 不要になった入れ歯や金属冠など、再利用可能な物品を回収し、精製または換金する事業
- (2) 精製または換金することで得た益金を、災害地や地域の老人、子ども、その他の福祉団体に寄与する事業
- (3) インターネット等を利用して、全国に活動を広める事業

第3章 会 員

第6条 種 別

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員
この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第7条 入会

- 正会員の入会については、特に条件は定めない。
2. 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
 3. 理事長は前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
 4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 入会金及び会費

正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 会員の資格の喪失

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 退会

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 除名

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第12条 拠出金品の不返還

既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

第13条 種別及び定数

- この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事：3人
 - (2) 監事：1人
2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

第14条 選任等

理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条 職務

- 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 任期等

- 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 3. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 欠員補充

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 解任

- 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第 19 条 報酬等

役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

第 20 条 種 別

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

第 21 条 構 成

総会は、正会員をもって構成する。

第 22 条 権 能

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

第 23 条 開 催

通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

第 24 条 招 集

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 25 条 議 長

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第 26 条 定足数

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 27 条 議 決

- 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

第 28 条 表決権等

- 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

第 29 条 議事録

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

第30条 構成

理事会は、理事をもって構成する。

第31条 権能

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第32条 開催

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第33条 招集

理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第34条 議長

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第35条 議決

理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条 表決権等

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

- いて書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることできない。

第37条 議事録

- 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

第38条 資産の構成

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第39条 資産の区分

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

第40条 資産の管理

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第41条 会計の原則

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第42条 会計の区分

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

第43条 事業計画及び予算

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算是、理事長が作成し、総会の議決を経なければ

ならない。

第 44 条 暫定予算

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 45 条 予備費の設定及び使用

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 46 条 予算の追加及び更正

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 47 条 事業報告及び決算

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 48 条 事業年度

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 49 条 臨機の措置

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

第 50 条 定款の変更

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

第 51 条 解 散

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条 残余財産の帰属

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人または公益法人に譲渡するものとする。

第53条 合併

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第54条 公告の方法

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

第55条 細則

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長：山下 敦
副理事長：松尾 泰弘
理 事：内 義昭
理 事：渡邊 景二
監 事：小笠原 善美
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2009年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2009年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総

会の定めるところによる。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	10,000円
	賛助会員	5,000円
(2) 年会費	正会員	36,000円
	賛助会員	12,000円